

取引の適正化・料金透明化に向けた取組宣言

私たちは、法令を遵守するとともに、LP ガス商慣行是正に向け取り組みます。

(1)過大な営業行為の制限

- ①正常な商慣行を超えた利益供与を行いません。
- ②LP ガス事業者の切替えを制限するような条件付きの契約締結は行いません。

(2)三部料金制の徹底

- ①基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)を導入します。
- ②LP ガス消費と関係のない設備費用のLP ガス料金への計上は行いません。
- ③賃貸住宅向けLP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備についても計上は行いません。

(3)LP ガス料金等の情報提供

- ①入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じてLP ガス料金を提示するよう努めます。
- ②入居希望者から直接要請があった場合は、LP ガス料金等の情報を提供します。

